



国労西日本

国労西日本本部

NO.253

発行責任者 森田 文一
編集責任者 片岡 有宏

変えよう
安全を守る
職場風土に



安全・安心の輸送の確保のために労働条件の改善を

労働協約改訂要求申入れを行う

「労働協約改定交渉」の要求について、8月9日西日本会社に対し、申1号と2号について申し入れを行い、4回交渉を行います。

【申1号】 労使関係部分（抜粋）

1. 組合による施設の利用
第15条（一時的利用）「組合は、会社の施設、什器等を一時的に使用する場合は、会社に申し出、その許可を得なければならない。」とあるのを「・・・一時的に使用する場合は、会社に申し出る。」に改めること。
第16条（掲示）「組合は、会社の許可を得た場合には

国労西日本本部大会以降 1名拡大 2017年8月5日付

近畿地方本部
兵庫地区本部
網干車両所分会
(明石派出)

藤田光高さん
(60歳・車両管理係)

「最後は国労で頑張りたいと決意しました。」

指定された場所において組合活動に必要な宣伝・報道・告知を行うことができる」を「組合が会社に申し出た場合には」に改めること。
第17条（掲示内容）「掲示類は、組合活動の運営に必要なものとする。また、掲示類は、会社の信用を傷つけ、政治活動を目的とし、個人を誹謗し、事実を反し、または職場規律を乱すものであってはならない。」と

【申2号】 労働条件部分（抜粋）

あるのを「掲示類は、組合活動の運営に必要なものとする。個人を誹謗し、事実を反するものであってはならない。」に改め、「疑義が生じた場合は協議する。」を追加すること。

1. 勤務改善等に関する要求
2. 勤務変更した場合であつて、所定労働時間を超えた部分について割増賃金を支払うこと。
3. サービス残業・ただ働き根絶にむけて、適正な労働時間管理を行うこと。起床から業務開始までの間に、「身だしなみ」等にかかる時間を業務として労働時間とすること。
4. 工務関係の夜間作業については1カ月に最高限度を6回とし、連続2夜は行わないこと。
5. 1暦日の勤務指定は9型までとすること。また、13型以上の勤務を指定する場合の翌日は非番とすること。
6. 工務関係職場の夜間作業

2. 団体交渉

第39条（団体交渉事項）については、1号から4号にある「・・・の基準に関する事項」の文言中「の基準」を削除し、「・・・に関する事項」とし、「安全全般

3. 紛争処理

第47条（平和条項）の「また、前条に定める手続きが進行中である時には、それが完了するまでは、争議行為を行わない。」の文言を削除すること。

4. 争議条項

第50条（争議行為中の会社

5. その他

施設の再発防止、体質改善及び「安全考動計画」を遂行するうえで、地方本部・支社等間に「労使安全会議」を設置すること。

7. 始・終業時刻は、深夜帯に設けないこと。
8. 特休・公休は2カ月前に発表し、前月の25日午前中までに指定すること。
9. 「労働時間等見直しガイドライン」（平成20年）に沿って労働時間の短縮を図ること。リフレッシュ休暇を新設すること。
10. 36条協定については、締結単位を事業所単位とし、時間外労働については1日に4時間、1カ月20時間、年間200時間を超えないこと。
11. 2017年1月「労働時

12. 勤務箇所を離れて勤務する場合、往路及び復路は労働時間とすること。
13. 工務等、自動車の「いねむり運転」防止対策及び業務用自動車（緊急含む）等に安全装置を取り付けること。
14. 石綿健康診断等に係わる検査及び治療は、すべて労働時間として取り扱い、費用についても会社負担とする。
15. 2017年1月「労働時

16. 2暦日にまたがる勤務についての年休時季指定は、「1暦日単位」と明確にすること。
17. 保存休暇の使用範囲の拡大、使用制限等の改善を図り、退職時には残日数を付与すること。
18. 半休制度について、半休付与条件の各年度を20回以内（10日）とすること。
19. 半休の付与は、乗務員も対象とすること。
20. ① 育児休暇以外の取扱い（時間外労働・深夜勤務制限）を小学校3年生の年度末までの子とすること。

② 短日数勤務制度・短日数指定日の会社が指定する日を「本人が申し出た日」とすること。

23 業務に関連する実務能力認定試験等（進級・昇進含む）を受験する場合、労働時間として取り扱うこと。また、業務用自動車を運転する者が運転免許更新の際には、その必要な時間を労働時間として取り扱うこと。

24 適性検査でMD及びSDとなつた場合 合本人の希望する職種への異動を行なうこと。また、本人希望により一定期間経過後、再受検可能とすること。

25 勤務改善を行うことはもとより、「安全輸送の確保」及び展望ある技術 継承のため、要員確保及び拡充を行い、教育の見直しを行うこと。

26 定期健康診断において、鉄道病院で受診した人間ドックのみ健康診断を省略できるが、JR健保契約医療機関での受診でも可能とすること。

27 退職者説明会は労働時間とすること。

II. 乗務員勤務制度に関する要求

1. 労働時間は休憩時間を除く始業時刻から終業時刻までとすること。また、行先地の時間のうち、折り返し準備時間を除いた時間はす

べてC加給の対象時間とすること。

2. 乗務割交替作成において超勤前提としないこと。

3. 勤務は交替順序表に明示された順序で作成すること。

4. 勤務については、毎月25日に翌月分を指定するとともに、翌々月分の休日を指定し、公表すること。15日には翌月分の休日を指定すること。

5. 拘束時間は、1暦日勤務8時間、2暦日は20時間を限度とし、事実上2泊3日となるような行路は設定しないこと。

6. 在宅休養時間については次のとおりとすること。

(1) 1勤務終了後は拘束時間を上回る時間を確保すること。

(2) 休日前の前後の時間は44時間とし、連続する場合は68時間を確保すること。また、休日の前日の退出時刻は17時までに設定することとし、次の勤務の開始については9時以降とすること。

7. 21時以降7時以前には始業時刻を設けないこと。

9. 出勤時刻から到着点呼までの拘束時間を12時間以内、非番となる日は発点呼から退出時刻までの拘束時間を6時間以内とし、退出は午前中とすること。

10. 準備時間については、動力車乗務員は乗務前40分と乗務後30分を、列車乗務員

は乗務前40分と乗務後30分を確保すること。

12 折り返し準備時間及び準備時間の積算要素を明らかにし、見直すこと。

13 準備時間及び折り返し準備時間は列車の駅発時刻からではなく、車両の入換・転線開始時刻からとすること。

15 行先地の休養時間については、到着点呼から発点呼まで連続7時間を確保すること。

16 折り返し時間は両数に応じた余裕のある時間を確保すること。

17 食事時間は7時、12時、18時の前後に着・着60分以上を確保すること。

19 1継続連続乗務の限度は運転士・車掌共に2時間以内とすること。

20 臨行路は本行路に組み入れないこと。やむを得ない場合は臨時作業とすること。

22 訓練を時間外で行う場合は現地までの往復時間を労働時間とすること。

26 運転適性検査の臨時クレペリン検査の間近で定期検査は省略すること。

28 3年毎の定期研修の知識・技能確認の可否は廃止すること。

32 アルコール検知で泊り乗務が不可となつた場合は、2暦日不参としなないこと。

33 客室乗務員は運転取扱業

務に従事することのないようにする。

34 後部確認指定は廃止し、駅係員の配置及び9両以上は車掌の増乗を行うこと。

35 弱冷車は熱中症対策として編成の端としないこと。

III. 広域出向等に関する要求

出向の人選にあつては、公募を原則とし本人の同意を得ること。

IV. 転勤の基準は以下のとおりとすること。

転勤にあつては、家庭環境に充分配慮し、個人面談時の本人の意向を尊重すること。

V. 職場環境改善に関する要求

3. 休養室及び休憩室を休養・休憩する場所にふさわしい設備とすること。工務系社員が出先で休養・休憩できる設備を設けること。

4. 女性乗務員の宿泊施設等を早急に全ての泊地において整備すること。

VII. 再雇用制度等の取扱いに関する要求

1. 年金支給開始年齢まで安心して働けるよう、社員の選択による定年年齢を順次65歳までとすること。

2. 労働契約法20条に基づき、社員との格差を是正すること。

3. 勤務については本人希望を尊重し、高齢者に相応しい労働条件とすること。

5. 職務乗車証を自社線に。

VIII. 契約社員に関する要求

1 「契約社員から正社員」へは、希望する者を採用すること。

2. 有期労働契約が通算で5年を超えて反復更新されている労働者が無期転換を申し込んだ場合は、無期労働契約に転換すること。労働条件は別途協議すること。

3. 勤務については本人希望を尊重し、高齢者に相応しい労働条件とすること。

い労働条件とすること。

5. 職務乗車証を自社線に。

VIII. 契約社員に関する要求

1 「契約社員から正社員」へは、希望する者を採用すること。

2. 有期労働契約が通算で5年を超えて反復更新されている労働者が無期転換を申し込んだ場合は、無期労働契約に転換すること。労働条件は別途協議すること。

3. 勤務については本人希望を尊重すること。

4. 福利厚生及び年次有給休暇等については社員と同等とすること。（養生休暇・社宅・寮・購入券等）

5. 職務乗車証を自社線に。

6. 私傷病による雇用契約の終了日数を60日から90日とすること。

X. 制服等に関する要求

1. 制服貸与数については、各系統の実態を踏まえて見直しを図ること。

生地等については系統別に見直しを図ること。

3. 工務系統のウインドブレーカーとは別に合羽を貸与すること。

4. 雨天時のヘルメット着用に対して、顔・眼鏡・首筋など防護できるものを貸与すること。

6. 接客防寒着は全員に貸与すること。

<新 生きるためのがん保険Days>
 Aプラン 入院給付金日額10,000円 保険期間:終身(抗がん剤治療給付金)は10年更新 上皮下内新生物は保障の対象外 ●契約年齢:0歳~満85歳まで

診断 給付金	入院 給付金	通院 給付金	手術 治療給付金	放射線 治療給付金	抗がん剤 治療給付金
一時金として 1回限り がん 100万円 1回限り 上皮内 新生物 10万円	1日目から 日数無制限 1日につき 10,000円	三大治療のための 通院は日数無制限 退院後365日以内の 通院なら日数無制限 1日につき 10,000円	1種の手術については 14日間に1回 回数無制限 1回につき 20万円	60日に1回 回数無制限 1回につき 20万円	入院しなくても 治療を受けた月ごと 10万円 (給付倍率2倍) 乳がん・前立腺がんの ホルモン療法のみ 5万円 (給付倍率1倍) 更新後の保険期間を含め 通算600万円まで

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)
アベニール株式会社
 〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5交通ビル5F
 TEL: 03-3437-6810

<引受保険会社>
 「生きる」を創る。
Affac
 アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)
 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
 TEL: 03-6385-9829 FAX: 03-3344-2658
 AF広宣第-2016-0033-1609024 6月7日